

みよし市は宣言します

恒久平和の実現をめざし

平和都市であることを

平成22年第1回みよし市議会(3月定例会)において、みよし市議会から「平和都市宣言の制定を求める決議」が議案として提出され全員賛成で可決されました。みよし市は、市民の代表である議会において制定を求める決議が可決されたことと、戦後65年を迎え戦争を知らない世代が増え、戦争の悲惨さなどが風化されつつある中、改めて平和の大切さについて考える必要があるという認識から、みよし市として市制を施行したことを機に、平和都市であることを宣言するものです。今回、宣言文の素案を議会の決議文を基にまとめましたので、皆さんからの意見を、パブリックコメント制度で募集します。

みよし市平和都市宣言(案)

世界の恒久平和は、私たち人類共通の願いです。

私たちは、わが国が世界唯一の核被爆国として、非核三原則を掲げ、核兵器廃絶を全世界に訴え続け、このかけがえのない美しい地球と、これまで人類が築きあげた偉大な遺産を後世へ引き継がなければなりません。

市制施行を機に、みよし市は、市民とともに日本国憲法の精神に基づいて、世界平和を願うすべての国の人々と手を携え、戦争の惨禍^{さんか}を二度と繰り返すことのない社会と人類の恒久平和の実現をめざす「平和都市」であることを宣言します。

●皆様のご意見をお聴かせください●

みよし市平和都市宣言に対する皆様のご意見をお聴かせください。

▶意見の提出方法=5月15日(土)までに住所・氏名・電話番号を明らかにして、総務課へ次のいずれかの方法で(様式は任意)

①郵便…〒470-0295(住所記入不要) ②電子メール…✉soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

③ファクス… ☎(32)2165 ④直接持参

▶問い合わせ=総務課 ☎(32)8000 ☎(32)2165